

# 東京都性自認及び性的指向に関する基本計画（素案）の概要

## 第1章 基本計画の策定に当たって（P1～）

- 平成30（2018）年10月に制定した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」（平成30年東京都条例第93号）では、第2章「多様な性の理解の推進」において、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることを明記
- 東京都は、性自認及び性的指向に関して、基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性等を明らかにするため、同条例第5条第1項に基づき、本計画を策定

## 第2章 国内外の動向と現状（P2～）

### <国内外の動向について>

- 国の機関における取組
- 他自治体における取組に関する主な調査結果
- オリンピック・パラリンピック関連（オリンピック憲章におけるオリンピズムの根本原則第6項の改正等）
- 国際機関等における取組
- 医学界における取扱い

### <当事者等調査の結果について>

- 性自認及び性的指向に関して困難を抱える当事者が直面する困り事等について、生活するうえで感じた困難、差別を受けたと感じた際の対処、差別解消のために必要な啓発等に関する主な調査結果

## 第3章 課題認識と基本的な考え方（P19～）

### <課題認識>

- ・ 当事者の多くが誰にも相談できず、一人で悩みを抱え、人間関係を含む社会資源から孤立しがち
- ・ 当事者は見えにくい存在であるため、周囲の意識が変わりにくく、困り事の解決が困難
- ・ 性自認及び性的指向に関する施策を推進していくため、都民一人ひとりの理解を得ていくことが重要

### <基本方針>

- 1 声を上げられない当事者に寄り添い、
- 2 多様な性のあり方を尊重し合う風土を醸成し、
- 3 オール東京で誰もが輝ける社会を実現する。

### <施策の柱>

- I 相談・支援体制の充実
- II 啓発・教育の推進
- III 職員理解の推進
- IV 庁内外の取組の推進

### <計画期間>

- 令和2（2020）年1月から令和5（2023）年3月までの、概ね3年間

### <重点課題>

- 本計画期間については、声を上げられない当事者へアプローチする「声なき声に配慮する相談体制の充実」を重点課題として推進  
あわせて、啓発、教育についても積極的に取り組み、共生社会の土台づくりを行うとともに、取組の成果を踏まえ、次期計画へとステップアップ

## 第4章 東京都の施策（P23～）

※ 主な取組

### 施策の柱Ⅰ 相談・支援体制の充実

- SNSを活用した専門相談等を通じて若年層にアプローチ
- 各種相談窓口（ひきこもり、自殺、女性、労働、教育等）間の連携体制を充実し、必要な社会資源へ接続
- 自らの性のあり方や生き方に戸惑う当事者に対し、ロールモデル発見の機会を提供する取組を検討

### 施策の柱Ⅱ 啓発・教育の推進

#### 1 都民を対象とした取組

- 冊子、リーフレット、啓発映像、セミナー開催、行事等での企画・展示等を通じた啓発の充実
- 都民等を対象とした啓発冊子の作成
- 東京2020大会開催を契機とした普及啓発

#### 2 事業者等を対象とした取組

- 啓発冊子の企業団体等を通じた配布やイベント会場での配布

#### 3 学校現場や社会教育における取組

- 指導資料「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、都内公立学校全ての教職員へ配布
- 文部科学省通知に基づき、学校生活の様々な機会・場面における児童・生徒への適切な配慮の実施
- トイレ、更衣室の使用、健康診断の実施等についての配慮事例をまとめた資料を人権研修で活用
- 啓発学習資料を作成し、PTA、社会教育機関等へ配布

### 施策の柱Ⅲ 職員理解の推進

- 窓口等での接遇や職場内の同僚への配慮等について記載した職員向けマニュアルを作成し、全職員へ配布
- 職員向けの啓発資料を研修等で活用し、職員によるSOGIハラスメントを防止
- 全職員に対する定期的な人権研修に加えて、新規採用や管理職候補者といった各段階での研修の充実

### 施策の柱Ⅳ 庁内外の取組の推進

- 人事委員会実施の職員採用試験申込書において、性別記載の廃止等を含め、できる限り早期の対応に向けて課題整理・検討
- 教員採用候補者選考申込において、受験に際し男女別を必要としない募集区分での性別記載を任意とすることを実施
- 都立高校の入学選抜において、個別の配慮が必要な場合、申告する性に応じた受検の実施
- 居住支援法人等との連携による民間賃貸住宅への入居促進
- 公社住宅での多様な居住形態の入居への対応について検討
- 都立病院での面会者の範囲や手術同意、病棟の個室利用等、患者の個別事情や希望に応じた配慮を実施
- 全庁横断会議を活用して庁内各局の連携を進め、当事者等の意見を聴く機会を通じ、施策の不断の見直し・検証を実施
- 東京都と区市町村の連絡会を設置し、情報提供や課題共有を推進

参考資料（相談窓口電話番号一覧等）（P49～）